

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報・相談等の取組

令和 5 年 9 月 2 7 日

(全体方針)

・賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、地方自治体等に御協力いただきながら  
広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。

上記の方針を踏まえて、令和 5 年 2 月以降、以下の活動を実施。

※実施予定のものも含む。

※ADRセンターの広報等の取組は資料 4 も参照。

1 賠償請求を促す広報活動

(1) 被災 12 市町村等 (チラシ・地元広報紙等)

① 新しく作成したチラシについて、関係機関への送付 (主な配布先は以下のとおり)

【令和 5 年 3 月】

(i) 自治体<sup>(注1)</sup>

(注 1) 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村、  
南相馬市、川内村、楡葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市

(ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会

(iii) 避難者支援団体等

(生活再建支援拠点<sup>(注2)</sup>、みんぷく (3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会)  
など)

(注 2) 帰還や生活再建に向けた相談や必要な情報の入手等ができるよう、福島県が全国 26 箇  
所に設置した相談拠点

(iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)、法テラス、復興庁福島復興局等の関  
係機関

(v) 被災 12 市町村の道の駅

(vi) 県内を通る高速道路 (常磐、磐越、東北自動車道) の SA・PA  
(NEXCO 東日本と連携)

(vii) 47 都道府県司法書士会 (福島県司法書士会と連携)

(viii) 商業施設 (複合商業施設、コンビニエンスストア、スーパー、直売所等)

② 被災者に向けた情報発信 (把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメー  
ル・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供等) <東京電  
力>

(2) 福島県内（地元メディア等）

- ① 福島県と連携し、復興公営住宅全戸にチラシ送付【令和5年3月～】
- ② 福島県内の民放4局（福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島）でテレビCMの放映【令和5年2月～3月】
- ③ 福島県内の地元新聞への対談記事広告の掲載【令和5年3月】
- ④ 福島県内の地元新聞へのチラシ折り込み【令和5年3月】
- ⑤ 被災者に向けた情報発信（地元自治体と連携した情報提供等）〈東京電力〉

(3) 全国（文部科学省 WEB サイト、政府広報等）

- ① 政府広報にて、Yahoo!バナー広告の掲示【令和5年3月】
- ② 政府広報にて、ラジオCMを実施【令和5年3月】
- ③ 被災者に向けた情報発信（ホームページ、SNSによる情報発信、「第四次総合特別事業計画」への明記等）〈東京電力〉

2 被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 〈NDF〉
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ③ 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス<sup>(注3)</sup>〉  
(注3) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR申立てに係る説明会への調査官の派遣 〈ADRセンター〉
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート 〈東京電力〉

3 今後の予定

- 上記「1」、「2」の取組について、追加賠償請求を促すことを含め、継続して実施するとともに、地方自治体等からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

# 原子力損害賠償の請求を促すための広報・相談等の対応状況

## 1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。前回報告（本年2月）からの更新部分（予定含む）は青字。

### (1) 被災12市町村等（チラシ・地元広報紙等）

・自治体・関係機関へのチラシ・ポスターの送付

・令和5年度に新チラシを作成予定

・地元広報紙に継続的に記事掲載（チラシ・広報紙の合計約83万部、ポスター約2300部）

・基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知  
・県外などの避難者へ周知

### (2) 福島県内（地元メディア等）※(1)を除く

・地元紙への広告掲載・チラシ折り込み

福島民報：約24万部×22回

福島民友：約17万部×19回

・福島県内民放各局でTVCMの放映

・福島県内ラジオ局でラジオCM放送

・県内の全市町村役場へチラシ・ポスター送付

・福島県で購読世帯数の上位2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載  
・県内全ての市町村に周知

### (3) 全国（文部科学省WEBサイト、政府広報等）

・主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載

・全国のFMラジオ局系列、全国のAMラジオ局系列でCMを放送

・全都道府県の弁護士会、司法書士会等にポスター配布

・Yahoo!バナー広告の掲載

・文部科学省広報WEBサイトの改良

・文部科学省広報動画の作成

・全ての都道府県への避難者へ周知

## 2. きめ細かな個別対応

(1) 東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応

(2) NDFの請求漏れチェックシートの活用促進、東京電力が問合せ対応

(3) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力（計1,170回）

(4) 効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託。

(5) 病院、介護施設、道の駅等にポスターを掲示、商業施設、郵便局でチラシを設置・配布。